

令和3年度

**第16期第3回海区漁業調整委員会
議事録**

**令和3年5月26日
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和3年5月26日(水) 午前10時から11時19分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 第2会議室

議題

- 1 議案1 漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について
- 2 議案2 宝石さんごの採捕に関する委員会指示について
- 3 議案3 太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について
- 4 その他
 - (1) 全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について
 - (2) 次回の委員会日程について

出席委員

浅井利一 矢田和夫 掛橋 武 小川和久 藤原隆仁
永富洋一 濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男
古丸 明 木村妙子 大倉良繁 木村那津子

欠席委員

千田良仁

事務局

事務局長 林 茂幸
主幹 増田 健
主査 藤原由紀

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)
(資源管理班)
課長補佐兼班長 勝田孝司
(漁業調整班)
副参事兼班長 南 勝人
主幹兼係長 森田和英

傍聴者

なし

計20名

○浅井会長

それでは、ただ今から第3回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員総数15名中、千田委員が欠席で、出席委員が14名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第12条に基づき議事録署名者として、濱田委員と木村那津子委員にお願いします。

発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは、議案1「漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料1をご覧ください。

1-1ページにありますように、このことについて、令和3年5月18日付け農林水第24-4071号で三重県知事から協議を受けています。

三重県漁業調整規則第12条第3項及び第16条第2項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

今回は小型定置網漁業の取扱いに関する協議です。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（森田主幹）

1-1ページに今回の協議書を添付しています。

1-2ページの改正理由書をご覧ください。1. 改正の内容を説明します。今回取扱方針を制定しようとする、三重共第106号共同漁業権漁場内では、過去に第2種共同漁業として小型定置網漁業が設定されていましたが、平成25年の一斉切り替え時において、小型定置網漁業の希望者がいなかったことから削除されてきました。その後、この小型定置網漁業の操業を希望する者が現れたことから、許可の有効期間を1年として、昨年令和2年5月にこの海区漁業調整委員会の意見を聴いたうえで、取扱方針を制定し、令和2年7月1日から小型定置網漁業としてこの漁業許可を行っています。

許可漁業制度の概要を簡単に説明します。漁業制度上、漁業には自由漁業と漁業権漁業と許可漁業の3つがあります。自由漁業は、一本釣りや曳き縄漁業という漁業者であれば誰でも自由に営むことができる漁業のことです。漁業権漁業とは、特定の水

面において漁業を排他的に営むことができる権利のことで、共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権があります。自由漁業と漁業権漁業以外の漁業については、水産資源の保護や漁業調整上自由に営むことが禁止されておりますが、漁業法や漁業調整規則に基づき国や都道府県の許可を得ることで、営むことができる漁業としてこの許可漁業というものが定められております。三重県においては、機船船びき網漁業や小型機船底びき網漁業といったものが許可漁業として定められており、これらの許可漁業は許可方針に基づき許可されています。昨年12月に漁業法が改正されたことに伴い、機船船びき網漁業や小型機船底びき網漁業といった漁業ごとに定めていた許可方針を、今回協議していただく「漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針」という1つの取扱方針に統合しました。これまでは許可漁業を引き続き営む場合は許可の更新として継続的なものとして取り扱っておりましたが、それぞれ新規許可として取り扱うこととなっています。

1－5ページをご覧ください。取扱方針について説明します。これは令和2年に定めた取扱方針です。第1許可等をしない場合の審査基準で、(1)漁業を行う上で適格性を有しないもの、(2)許可の不当な集中に至るおそれがある場合等に許可を行わないことと定めています。第2許可等の基準で、許可の上限、定数を定めている許可漁業について、許可をする者の優先順位を第1位から第9位まで定めています。今回は許可をする者の上限を定めていませんので、この順位の取扱いについては、定数漁業で順位の説明が必要となる際に説明をさせていただきます。第3制限措置の設定で、許可漁業については漁業種類ごとに内容が多岐に渡っておりますので、制限措置は漁業種類ごとに別紙のとおり定めることとしています。制限措置では、操業区域等について定めるとしており、制限措置を定める際には海区漁業調整委員会の意見を聴くこととなっています。第4申請すべき期間の設定で、漁業許可を申請する期間を定めることができるようになっており、周年許可を申請できるものもありますし、一斉切り替えの場合ですと期間を区切って申請させることもできます。これについても海区漁業調整委員会の意見を聴くこととなっています。第5許可の条件の設定で、第3の制限措置以外の条件を設ける場合に、第5のところで定めることとなっています。

第6許可等の有効期間で、三重県の許可の有効期間はこれまでどおり3ヶ年と漁業調整規則で定めています。その3ヶ年に基づき、許可の有効期間を○年○月○日から○年○月○日までと期間を区切って設定することとなっています。第7承継許可で、今回は許可する者の上限を定めておりませんので、これについては該当ありません。第8新規に許可等を受ける者の扱いで、新規に許可を受ける場合は、県が開催する講習会の受講と、漁具の確認を受けると定めています。第9その他で、その他必要事項については別に定める、となっています。

1－9ページをご覧ください。

こちらが、先ほど取扱方針の第3以降にあった別紙となります。「小型定置網漁業に関する許可又は起業の認可に関する取扱い」となり、小型定置網漁業についてのみ、この別紙で取り扱っています。これについては令和2年11月19日の海区委員会で意見を伺っており、令和2年12月7日付けで制定をしています。

1－3ページをご覧ください。

今回諮問する許可漁業であるつぼ網については、来月6月末日で有効期間が満了となります。引き続き漁業を営むためには、新たに取扱方針を制定する必要がありますので、ご意見を伺うものです。1つめで、三重県漁業調整規則第12条第3項に基づき新規許可を行いますので、取扱方針のうち公示する制措置の内容及び申請すべ期間について、ご意見を伺います。2つめに、同規則第16条第1項で3年と定められた許可の有効期間よりも短い期間で許可を行いたく、同条第2項に基づき、ご意見を伺います。

1-4ページをご覧ください。

取扱方針の別紙の新旧対照表です。4の制限について、漁業時期がこれまでは7月1日から12月31日までだったものを、1月1日から12月31日の周年とします。1の許可の有効期間の(2)つぼ網漁業について、令和2年7月1日から令和3年6月30日までから、令和3年7月1日から令和5年8月31日までの2年2カ月で、3年より短い期間となっています。申請すべき期間については略となっていますが、引き続き周年とします。1-2ページをご覧ください。2.改正の理由で、現在、漁業時期は7月1日から12月31日となっていますが、1月から6月にかけてはマダイやスズキなど高級魚の漁獲が見込まれ、漁業収入の増加・安定が期待できます。漁期終了時に行っていた網、ロープ、錨等、漁具の撤去が不要となり、作業時間の大幅な短縮と労力の軽減を図ることなど漁家経営の改善が図られます。さらに漁協への水揚げや仲買人の取扱い供給源として地域経済に継続的に貢献できるということから周年としたいと考えています。漁業権免許者である漁協へのヒアリングによると、この定置網を張っている周辺では刺し網漁業、蛸壺漁業、青のり養殖等が営まれていないことから、漁業調整上、この小型定置を周年操業しても問題ない、また統数が増えないため資源への深刻な影響も見込まれないと聞いています。また現在令和2年7月1日から令和3年6月30日までの1年間としている許可の有効期間について、1年許可から延長したいと考えています。漁業調整規則上は、延長する場合は3年とするのが通常ですが、令和5年9月1日に漁業権免許の切替えを控えており、今後この漁業は第2種共同漁業権漁業として営む予定がありますので、許可の有効期間は令和3年7月1日から令和5年8月31日までの2年2カ月といたしたい。

説明は以上です。

ご審議よろしく申し上げます。

○浅井会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○矢田委員

許可だけ持って水揚げがない人がいたようですが、県の指導についてどう考えますか。

○水産資源管理課（森田主幹）

漁業法の改正に伴い、免許を持っている人も許可を持っている人も操業をきちんと

行い、資源を適切に管理し、漁場を管理することが義務化されています。その報告を県が受けることになっており、免許や許可をするにあたってはそれを参考にしますので、合理的な理由がない限り水揚げがないというのは適切な許可ではないという判断になるかと思えます。

○矢田委員

漁協によって水揚げが少しあったと書くことがあるが、それを県がそこまで調べることができるのですか。

○水産資源管理課（森田主幹）

適格性については海区委員会でご意見いただくことになっていきますので、ご意見いただければと思います。

○掛橋委員

今回の件については、従来は漁業を営んでいたが、その後長らくやっていなかったが、若者が帰ってきてやりたいということで許可した経緯があります。ぜひ認めてはどうでしょうか。

○水産資源管理課（森田主幹）

水揚げがきちんとされていることは漁協に確認しています。

○掛橋委員

かつてプレジャーボートが乗り上げたことがありましたので、標識等海難防止には気を付けていただきたい。

○永富委員

許可を持っていて水揚げがないという者については、漁業法の改正の中で適正な指導が必要です。定数がある場合、新しくする者に許可できないということになるので、適正に審議をお願いします。

○水産資源管理課（森田主幹）

法改正は個人が漁業に参入しやすいようにするという考え方のもとになされていますが、漁業者側の力の入れようによって今免許されている者が引き続き免許されるような流れになっております。団体漁業権については漁協が免許される者となっており、漁場管理等の適格性についてはこの海区委員会で諮ることになっており、委員会の意見をきちんと伺ったうえで県として免許していくことにしています。

○掛橋委員

適正かつ有効にという点については十分尊重していただきたい。

あと今回の議題と直接には関連しませんが、確認させてください。漁業法改正に伴

い、水産庁のガイドラインで、委員会制度について、漁業者9名、学識4名、中立2名という中で、愛知県では漁業者11名、学識2名、中立2名です。三重県海区委員会の選定基準について、知事の選任15名となり、従来公職選挙で選んでいた漁業者についても2期8年という考え方でよいのですか。

○水産資源管理課（森田主幹）

三重県では、他の外部組織についても2期までということを取り扱っており、海区委員についてもそのように取扱う予定です。

○掛橋委員

他の県ではどのような取扱いなのですか。

○水産資源管理課（森田主幹）

三重県では2期までとしていますが、他県の考え方によるかと思います。他県の状況は分かりかねます。

○浅井会長

ほかにご意見はありませんか。

それでは、議案1については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○浅井会長

全員異議が無いようですので、議案1については県原案どおりとされたい旨回答することとします。

続きまして、議案2「宝石さんごの採捕に関する委員会指示について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料2をご覧ください。

新たに委員になられた方もおみえになりますので、委員会指示についてまず、簡単に説明させていただきます。最終ページである2-23ページをご覧ください。漁業法120条に委員会指示について書かれています。委員会指示は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、採捕の制限又は禁止等の制限を課すことができます。第8項にありますとおり、委員会指示に従わない場合は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うよう命ずるべき旨を申請することができます。第9項にあるような異議申し出がな

い場合は、第 11 項にあるように委員会指示に従うよう都道府県知事が命ずることができません。この命令に従わない場合は、第 191 条に書かれているのですが罰則がありません。

この宝石さんごの採捕に関する委員会指示は、平成 27 年 7 月 1 日から毎年発動しているものですが、継続して発動するかどうかについてご審議をお願いするものです。

資料の 2-1 ページと 2-2 ページをご覧ください。

左側が改正案、右側が現行の指示となっています。今回の変更箇所は告示番号、告示日、漁業法の改正に伴う関連条文、会長名、有効期間です。内容についての変更はございません。告示番号は第 4 号、告示日は 6 月 15 日(火)を予定しています。有効期間は今年の 7 月 1 日から 1 年間としています。

続きまして 2-3 ページと 2-4 ページをご覧ください。事務取扱要領について左側が変更案、右側が現行要領です。こちらは制定年月日と有効期間のみの変更となります。

2-5 ページ以降は様式についてです。事務手続きを行う際の県民の負担軽減ため。押印の見直しが行われており、2-5 ページと 2-6 ページの第 1 号様式、2-15 ページと 2-16 ページの第 3 号様式、2-17 ページと 2-18 ページの第 4 号様式、2-19 ページと 2-20 ページの 5 号様式、2-21 ページと 2-22 ページの第 6 号様式で、押印を省略したものになっています。他の様式に関しては変更ありません。

なお、平成 27 年から本日まで承認申請、承認実績はありません。

ご審議をよろしくお願いします。

事務局からは以上です。

○浅井会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○浅井会長

それでは、議案 2 については事務局原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

全員異議が無いようですので、議案 2 については、事務局原案どおり発動すること

とします。

続きまして、議案3「太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料3をご覧ください。

3-1ページにありますように、広域漁業調整委員会の委員は、本年9月30日をもって任期が終了することから、新たに委員の互選を行って7月31日までに報告するよう水産庁から水産資源管理課長宛に依頼がありましたので、その選出についてお諮りするものです。

3-2ページから3-4ページをご覧ください。

広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊する水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、平成13年に国の常設機関として設置されました。現在、太平洋、瀬戸内海、日本海・九州西の3つの広域委員会があり、三重海区は太平洋広域委員会、部会はそのうちの太平洋南部会に属しています。委員会の機能は、①複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての検討、②資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動、③①に関連する漁業調整の3つとなっています。委員の構成は、都道府県ごとに互選する各海区の沿岸漁業代表者と、国が選任する沖合漁業の代表者並びに学識経験者で構成されています。太平洋広域委員会の委員数は、都道府県互選委員18名、大臣選任委員が、沖合漁業代表者7名と学識経験者3名の計28名となっています。現在の委員名簿については3-5ページのとおりです。

3-6ページをご覧ください。

三重海区で過去に選出された委員です。平成13年10月1日から平成20年8月14日までが迫間委員、平成20年8月15日から平成25年9月30日までが黒田委員、平成25年10月1日から現在まで掛橋委員が就任していただいております。例年11月に本委員会と部会、3月に本委員会が東京で開催されます。昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響でウェブ会議で行われました。近年ではクロマグロのことに関する事項のウエイトが大きくなっています。3-7ページからは関係法令です。本日、当海区代表の委員をご選出いただき、期日までに水産資源管理課から水産庁に報告することになります。

審議いただく事項は以上ですが、委員を選定いただくにあたり、関連する令和3年3月16日(火)14時から水産庁中央会議室を会場に開催された第34回太平洋広域漁業調整委員会の結果についても報告します。第34回の委員会はウェブ参加で開催され、この委員会の委員である掛橋委員には当日委員室までお越しいただきタブレットを見ながら出席していただきました。3-16ページが議事次第で、キンメダイに関する委

員会指示なども審議いただいておりますが、議題のうち当海区に関係性が強いクロマグロについて報告します。まず、議題（２）太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示についてです。3-48 ページ太平洋広域漁業調整委員会指示第 39 号（案）の概要をご覧ください。くろまぐろは、国際的な資源管理措置を履行するため、特定水産資源に指定され、小型魚と大型魚に区分して、漁獲量の総量による厳格な管理が行われていますが、遊漁者を資源管理の枠組みに組み込むことが課題となっています。このため、遊漁者による採捕について、広域漁業調整委員会指示による規制を実施するもので、小型魚の採捕の制限と大型魚の採捕実績の報告になり、有効期間は令和 3 年 6 月 1 日からとして提案されました。遊漁者に対する初めての指示となります。具体的な指示案は 3-49 ページから 3-50 ページです。1 は定義、2 はくろまぐろ（小型魚）の採捕の制限で小型魚は採捕してはならず、意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならないとされています。3 はくろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告で、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から 10 日以内に、定められた事項を水産庁に報告しなければならないとされています。4 は指示の有効期間で令和 3 年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月末日までです。5 はその他で、この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによるとされ、この別に定めたものが 3-51 ページから 3-54 ページの事務取扱要領（案）です。参加委員からは「今回の指示案では小型魚は採捕の制限、大型魚は採捕実績の報告であるが、次のステップは遊漁者枠の設定となるのか」、「枠を設定する場合に漁業者枠の減少があってはならない」、「漁業者は枠に達したら放流しており、遊漁者も大型魚の採捕を制限し放流させることはできないのか」、「罰則はあるのか」、「漁業者との公平性が必要であり、くろまぐろを対象とした遊漁船にも許可制などの導入計画はあるのか」、「遊漁者に対するこの指示の周知方法は」などの質問や意見が出され、水産庁から「今回の指示はファーストステップとして、優先順位を小型魚の採捕制限としているが、今後状況を見て枠の設定や承認制の導入などの検討も進め、徐々に理解を得ながら将来的には漁業者と同様に管理区分を設け管理を行うことも考えている。」、「仮に枠を設定する場合には国の枠内で管理し、漁業者枠を減らすことはしない。」、「指示に従わない場合は大臣の裏付命令となる。」、「遊漁者への周知は、都道府県、関係団体、釣具店などを通じた周知を考えている。」などの回答があり、審議の結果、指示案は原案どおり承認されました。

次に、3-16 ページ事項書、議題の（３）その他①沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新について、3-55 ページからの資料 3-1 をご覧ください。スライド 1 が承認制のこれまでの経緯です。自由漁業であった曳き縄漁業や釣り漁業等を沿岸くろまぐろ漁業とし、平成 24 年に委員会指示により届出制が導入され、平成 25 年以降は承認制に移行しています。この承認は原則 2 年ごとに更新されており、令和 2 年 12 月に行われた委員会で新たな委員会指示が発出され、承認の更新手続きが行われました。承認条件などは 3-56 ページのスライド 2 のとおりであり、スライド 3 に承認隻数の推移の表が

あります。三重県からは今回の更新に際し838隻の申請が行われております。届出制から承認制に移行した後の更新1回目の平成27年1月には1,000隻以上の申請がありましたが更新ごとに隻数が減少しています。なお、今回の全国の承認申請隻数は、3-57ページのとおり、太平洋、日本海・九州西、瀬戸内海の各広域漁調合計で、17,379隻でした。第34回太平洋広域漁業調整委員会の結果については以上になります。広域漁調ではこれらのことが審議されており、このような内容も考慮して委員選定について審議していただければと思います。

ご審議よろしく申し上げます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

ただいまの説明について質問はございませんか。

○委員

(質問なし)

○浅井会長

特にないようですので、委員の選出についてお諮りします。委員に立候補される方、又は推薦などございませんか。

○藤原委員

前会長の掛橋委員が委員をされてみえること、3-6ページの三重海区互選委員をみると、歴代会長がこの要職にあたられてみえることから、浅井現会長を推薦します。

○小川委員

全国の名簿を見ますと、海区会長が多く、これまでの三重県の経緯からも浅井会長にお願いしたいです。

○掛橋委員

今後はウェブ会議に移行する方向の会議かと思えます。浅井会長は他の職もありお忙しいとは思いますが、総合的に俯瞰的な見地からぜひお願いしたいです。

○浅井会長

推薦について意見がでましたが、皆さんいかがでしょうか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

それでは、全員異議が無いようですので、議案3「太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について」は、私が就任させていただきたいと思います。

それでは次に進みます。続きまして、その他事項（1）「全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

まだ正式な文書等は届いていないのですが、昨年と同様に今年の全国海区漁業調整委員会連合会の通常総会も書面決議の方向で調整中との情報が入りました。

事務局からは以上です。

○浅井会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

（意見なし）

○浅井会長

ほかにありませんか。

続きまして、その他事項（2）「次回の委員会日程について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

次回委員会

6月21日(月)10時から 勤労者福祉会館第2会議室

議題（案）

資源管理方針の変更

○浅井会長

ありがとうございました。

これをもちまして委員会を閉会いたします。